

平成27年2月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成27年度当初予算関係)

警察本部

*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額
「前年度」の欄は今年度の当初予算額
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成27年2月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成27年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総括表) 会計課	1 2~19
	2 歳入歳出事項別明細書		20~21
	3 節の明細		22
	4 継続費に関する調書		23
	5 債務負担行為に関する調書		24~29

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第49号	鳥取県警察職員定員条例の一部改正について	警務課	30~31
議案第50号	鳥取県警察手数料条例の一部改正について	生活環境課 交通企画課 運転免許課	32~47
議案第59号	財産の取得(デジタルヘリコプターテレビ用地上設備)について	会計課	48
議案第60号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	刑事企画課	49

議案説明資料総括表

警察本部 (単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
会計課	17,162,354	16,432,562	729,792	401,626	1,159,000	<使用料及び手数料> 728,876 <財産収入> 40,500 <諸収入> 112,234	14,720,118	
合計	17,162,354	16,432,562	729,792	401,626	<1,132,000> 1,159,000	881,610	14,720,118	県費負担 15,852,118

説明

県警察では、安全で安心な鳥取県をめざして、必要な取組みを緊急かつ重点的に推進する。

1 総合的な犯罪抑止対策の推進

- ・ 学校等における児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止等の支援を行うスクールサポーターの継続配置(9名)
- ・ 交番機能の強化を図るための交番相談員の継続配置(32名)
- ・ 警察安全相談システムを活用した人身安全関連事案等(ストーカー、DV事案等)、悪質商法等の相談に対して迅速・的確に対応するための警察安全相談員の継続配置(9名)

2 重要犯罪等の検挙と組織犯罪対策の推進

- ・ 検視支援システム及び死後画像検査並びに調査解剖委託による重要犯罪の確実な捜査を推進
- ・ 県民の安全で平穏な生活を確保するための鳥取県暴力団排除条例の効果的運用
- ・ 特殊詐欺被害を金融機関等水際で阻止するため特殊詐欺被害防止アドバイザーを新規配置(4名)

3 交通死亡事故抑止に資する総合対策の推進

- ・ 高齢者に対する交通安全講習等を行うためのシルバー・セイフティ・インストラクターの継続配置(3名)
- ・ 信号機の新設・改良その他道路標識・標示など交通安全施設の整備拡充及び維持管理

4 テロの未然防止と緊急事態対策の推進

- ・ 危機管理体制の再構築のための災害対策用資機材の拡充整備

5 警察活動基盤の充実強化

- ・ 県民の安全に資する戦略的広報の推進
- ・ 八橋警察署庁舎の移転整備による県民サービスの向上と緊急事態対応の拠点整備
- ・ 東部運転免許センター庁舎の移転整備による県民サービスの向上
- ・ 犯罪被害者民間支援団体への継続支援

(注) 起債欄の上段()書きは交付税措置額を除いた金額である。
 総負担額は起債欄()書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

会計課 (内線: 8502)

2目 警察本部費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
① 戦略的広報事業	8,991	0	8,991				8,991	
トータルコスト	19,862千円 (前年度 0千円) [正職員: 1.4人]							
主な業務内容	監督、調整、仕様書の作成、契約							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業概要</p> <p>高齢者を狙った特殊詐欺被害の深刻化、ストーカー・DV事案の凶悪犯罪への発展、児童虐待、インターネットの普及による少年が被害者となる犯罪の顕著化、国際テロの深刻化、危険ドラッグの社会への蔓延、自然災害等への事態対処、組織犯罪の巧妙化等の新たな情勢が次々と台頭し、県民の体感治安が悪化している状況において、被疑者の検挙に加え、特殊詐欺等を始めとした現在の犯罪情勢の的確な広報による効果的な情報発信が一層重要となっていることから、幅広い県民層に向けた戦略的広報を推進する。</p> <p>2 従来の警察広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定型的で固いイメージの先行した広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察職員が直接出演し、注意喚起等を実施 ・ 広報手段が固定 (広報ビラや広報紙 (交番だより) 等) ・ 社会的反響の大きい事案、緊急に広報したい内容を、効果的かつタイムリーに伝えきれていない。 <p>3 今後の警察広報</p> <p>《基本方針》</p> <p>「安全で安心な鳥取県」の実現に資するため、警察主体による積極的かつタイムリーな情報発信を幅広い県民層へ向けて行うとともに、県民の警察への理解と協力の確保に繋げる。</p> <p>《狙いと効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広い県民層への効果的な情報発信 <p>全国的に発生している特殊詐欺等のほか、本県における高齢者被害の交通死亡事故の発生実態等を踏まえ、テレビや地元出身タレント等を活用し、幅広い県民層に向けた効果的な情報発信を行う。</p> ○ タイムリーな情報提供 <p>テレビ等を積極的かつ効果的に活用することにより、事件事故等発生時に県民に必要な情報をタイムリーに提供し、県民の安全・安心と事件等の早期解決を図る。</p> ○ 警察活動への理解と協力の確保 <p>警察に対するイメージアップを図ることで警察活動に対する理解と協力の確保が期待され、県民と警察が一体となった「安全で安心な鳥取県」の実現に向けた気運の醸成に繋がる。</p> ○ 防犯意識の醸成 <p>交通安全運動や防犯講習会等のイベント等において、地元出身タレント等を起用したポスター・チラシの配布やテレビ等を有効活用することにより、県民の関心を引き、心に響く広報を行うことで、県民の防犯意識の醸成に資する。</p> 								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

3目 警察施設費

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
八橋警察署庁舎移転整備事業	625,024	26,604	598,420	54,498	<422,000> 422,000		148,526	県費負担 570,526
トータルコスト	628,907千円 (前年度 49,047千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	企画調整、監理、契約							

事業内容の説明

1 事業概要

施設の老朽化及び狭隘化の解消を通じた県民サービスの向上と緊急事態対応の拠点整備を行うべく、必要な機能を備えた庁舎整備を行う。

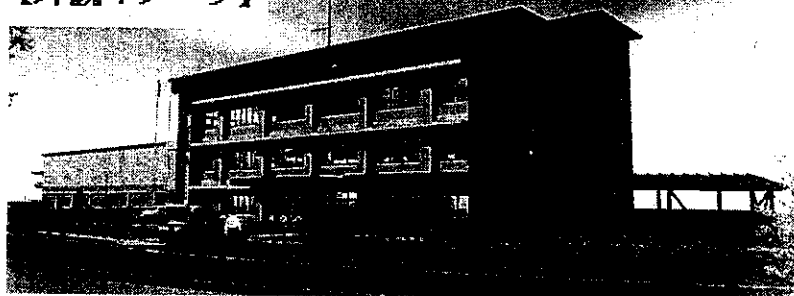
2 施設計画

区分	所在地	敷地面積	建物構造	庁舎面積
計画	東伯郡琴浦町赤碕1919-21	6,854㎡	鉄筋コンクリート造3階建 (一部4階)	3,429㎡
現行	東伯郡琴浦町八橋645	5,171㎡	鉄筋コンクリート造2階建	1,083㎡

3 新庁舎の機能

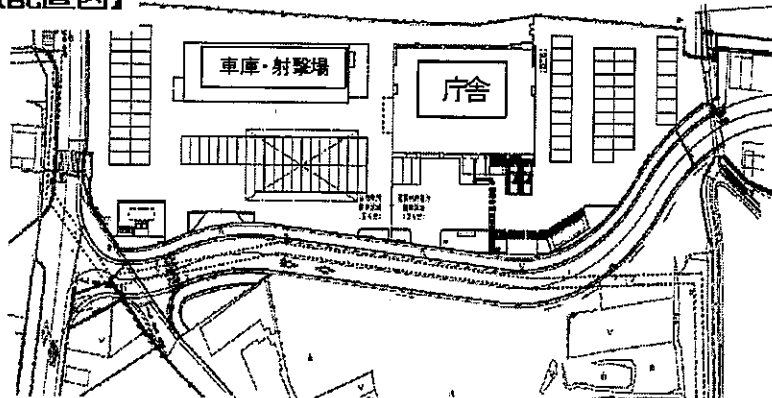
県民に身近な警察活動の拠点として、各種事案や相談業務に対応するための各種事案対策室や相談室等を新たに設置することで治安機能の向上を図るとともに、併せて、原子力災害等に備えた西部地区の緊急事態対処拠点としての機能も備えた施設とする。

【外観イメージ】



- ・ 特殊事件対策室
- ・ 被害者対策室
- ・ 相談室
- ・ 射撃場
- ・ 災害対策室
- ・ 災害資機材保管室
- ・ 燃料供給設備 (ガソリン、軽油)
- ・ 水、食料の備蓄供給設備

【配置図】



4 事業計画

年度	主な事業内容	備考
平成26年度	地質調査、実施設計	継続費(設計) 総額 68,365千円
平成27年度	建築工事	
平成28年度	建築工事	継続費(建築) 総額 1,432,451千円

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

総負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

3目 警察施設費

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交番・駐在所 建設事業	102,403	243,089	△140,686		<74,000> 74,000		28,403	県費負担 102,403

トータルコスト 105,509千円 (前年度 246,185千円) [正職員: 0.4人]

主な業務内容 企画調整、監理監督、検査、契約

事業内容の説明

1 事業概要

築後35年以上経過した交番及び築後25年以上経過した駐在所について、計画的に建て替え整備を行い、地域の安全センターとしての機能の充実及び勤務環境等の改善を図る。

2 事業計画

駐在所4箇所

(単位: 千円)

施設名	所在地	構造	規模	敷地面積	金額	備考
倉吉警察署 由良宿駐在所 (築後32年経過)	東伯郡北栄町 由良宿	木造 平屋建	庁舎 114㎡	県有地 388㎡	42,358	H25(測量・用地取得) H26(設計) H27(建築)
境港警察署 渡駐在所 (築後31年経過)	境港市渡町	木造 平屋建	庁舎 114㎡	県有地 400㎡	43,307	H26(設計) H27(建築)
鳥取警察署 吉岡温泉駐在所 (築後19年経過)	鳥取市吉岡温 泉町	木造 平屋建	庁舎 114㎡	用地取得 360㎡	12,484	H27(用地取得、設計) H28(建築予定) ※県道拡幅事業に よる支障移転
郡家警察署 船岡駐在所 (築後31年経過)	八頭郡八頭町 船岡	木造 平屋建	庁舎 114㎡	用地取得 350㎡	4,254	H26(用地取得) H27(設計) H28(建築予定)
計					102,403	

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

総負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

3目 警察施設費

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東部運転免許センター庁舎移転整備事業	602,538	17,523	585,015		<430,000> 430,000		172,538	県費負担 602,538
トータルコスト	608,750千円（前年度 27,584千円） [正職員：0.8人]							
主な業務内容	企画調整、設計監理、契約							

事業内容の説明

1 事業概要

講習室等の狭隘化及び設備の老朽化の解消を通じた県民サービスの向上を行うべく、庁舎整備を行う。

2 施設計画

区分	所在地	敷地面積	建物構造	庁舎面積
計画	鳥取市吉方温泉二丁目 501-1外((元)久松寮含む)	6,001.65㎡	鉄骨造2階建 (一部3階)	1,933㎡
現行	鳥取市千代水二丁目8	5,264㎡	鉄筋コンクリート造3階建	1,911㎡

3 新庁舎の機能

施設利用者への行政サービス向上のため、待合スペース、講習室の拡充、適性検査室、相談室、救護室等を新たに設置することで利便性の向上を図る。

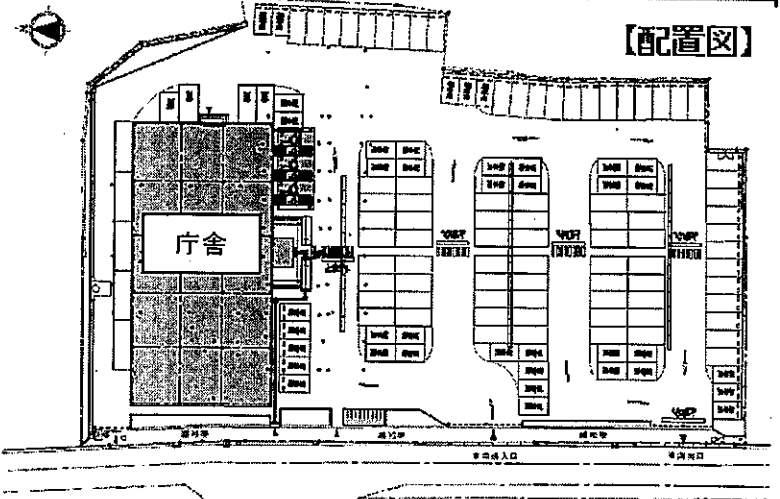
- ・ 待合スペース、講習室の拡充
- ・ 適性検査室、相談室の新設
- ・ 講習室に親子ルームを新設
- ・ 救護室、授乳室の新設



4 予定地周辺の安全対策

○ 東部運転免許センター入口交差点を、現状の押ボタン式信号機から定周期式の交差点信号機に変更し、交通の円滑化を図る。
(道路管理者：右折レーンの設置)

○ 周辺住民の安全対策を確保するための交通規制として、日進小学校周辺地区において、平成26年9月30日からゾーン30を実施済み。



5 事業計画

年度	主な事業内容	備考
平成26年度	地質調査、実施設計	継続費(設計) 総額 40,379千円
平成27年度	建築工事	
平成28年度	建築工事	継続費(建築) 総額 697,388千円

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

総負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

2項 警察活動費

3目 交通指導取締費

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通安全施設整備費(信号機等整備事業)	1,141,704	1,154,509	△12,805	156,431	<145,000> 172,000		813,273	県費負担 958,273
トータルコスト	1,260,509千円 (前年度 1,279,107千円) [正職員: 15.3人]							
主な業務内容	企画・管理、地元説明・調整、工事発注、進行管理、関係機関及び国との調整							

事業内容の説明

1 事業概要

交通の安全確保及び円滑化のため、交通管制、信号機、道路標識及び道路標示等交通安全施設を整備するとともに既設安全施設の維持管理に要する経費

2 事業計画

(単位: 千円)

区分	補助事業費	単独事業費	計	備考	
工事費	交通管制	141,892	17,666	159,558	集中制御機(新設) 1基 # (更新) 20基 情報収集装置(更新) 2式 情報収集提供装置(更新) 10基 交通情報板(更新) 3基
	信号機	126,036	113,014	239,050	
	道路標識、道路標示	22,004	351,581	373,585	
調査費・事務費	3,616	2,863	6,479		
上位装置リース料	19,314	4,278	23,592	交通管制システム	
維持保守費		339,440	339,440		
計	312,862	828,842	1,141,704		

【信号機新設箇所】

○ 補助事業

区分	設置箇所(交差点名)	路線名	信号機種別
新設道路対策	岩美郡岩美町浦富(浦富IC)	国道178号(岩美道路)	半感应式
新設道路対策	鳥取市滝山(稲葉山公園先)	街路滝山桜谷線	半感应式
交通事故抑止対策	鳥取市吉方温泉三丁目 (東部運転免許センター入口)	県道鳥取国府線	定周期式
交通事故抑止対策	鳥取市吉成一丁目(美保小学校通学路)	市道雲山吉成線	押ボタン式
交通事故抑止対策	鳥取市緑ヶ丘二丁目(緑ヶ丘2丁目)	市道安長古海線	押ボタン式
交通事故抑止対策	倉吉市国府(国府橋東)	県道倉吉東伯線	半感应式
交通事故抑止対策	倉吉市秋喜(秋喜)	県道倉吉赤碕中山線	半感应式

○ 単独事業

区分	設置箇所(交差点名)	路線名	信号機種別
交通事故抑止対策	鳥取市高住(高江町バス停先)	主要地方道鳥取鹿野倉吉線	押ボタン式
交通事故抑止対策	鳥取市国府町新町二丁目(あおば公園先)	県道奥谷正蓮寺線	押ボタン式
交通事故抑止対策	鳥取市雲山(東雲山ニュータウン南入口)	市道正蓮寺5号線	押ボタン式
交通事故抑止対策	鳥取市嶋(嶋バス停先)	主要地方道鳥取河原用瀬線	押ボタン式

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

総負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

1目 公安委員会費

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公安委員会 運営費	13,006	12,808	198			<手数料> 5,659 <雑入> 21	7,326	
トータルコスト	43,290千円 (前年度 46,860千円) [正職員: 3.9人 非常勤職員: 2.0人]							
主な業務内容	公安委員会の庶務、会議録整理、苦情への対応、意見の聴取、自動車運転免許・許認可事務等に係る行政処分事務							
説 明								千円
1 公安委員会の運営に要する経費 ・公安委員(3人)に係る報酬等								7,326
2 公安委員会が行う行政処分の実施に要する経費 ・非常勤職員(2人)に係る報酬等、公安委員会が行う運転免許・風俗営業・警備業関係の行政処分に要する経費								5,680
	計							13,006
安全運転講習費	156,522	161,745	△5,223			<手数料> 156,522		
トータルコスト	184,476千円 (前年度 189,605円) [正職員: 3.6人]							
主な業務内容	各講習委託先との調整、委託業務の監督、講習実施、講習委託契約・物品購入							
説 明								千円
1 運転免許の停止・保留を受けた者等に対する講習に要する経費 ・行政処分者講習委託料等 委託期間 平成27年4月1日から平成29年3月31日の間 (平成26年度11月補正: 債務負担行為設定済)								34,959
2 安全運転管理者講習に要する経費 ・安全運転管理者講習委託料 委託期間 平成26年4月1日から平成28年3月31日の間 (平成25年度11月補正: 債務負担行為設定済)								5,705
3 運転免許証更新時講習に要する経費 ・更新時講習委託料、講習用テキスト等 委託期間 平成27年4月1日から平成29年3月31日の間 (平成26年度11月補正: 債務負担行為設定済)								41,203
4 指定自動車教習所指導員等講習に要する経費 ・指導員検定員等講習委託料								2,205
5 取消処分者講習等に要する経費 ・取消処分者講習通知経費等								328
6 取得時講習に要する経費 ・取得時講習委託料								3,742
7 高齢者講習に要する経費 ・高齢者講習委託料等								68,380
	計							156,522
許認可取扱費	6,365	5,614	751			<手数料> 6,365		
トータルコスト	44,414千円 (前年度 45,083千円) [正職員: 4.9人]							
主な業務内容	古物・質屋・風俗・警備業等営業許可申請の審査、銃砲刀剣類・火薬類所持等申請の審査、猟銃等取扱講習会・警備業講習会の開催							
説 明								千円
各種営業許可、銃砲刀剣類所持許可、火薬類運搬証明等許可事務に要する経費 ・警備員指導教育責任者講習部外講師謝金等 ・猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習委託料等								6,365

平成27年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

2目 警察本部費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察職員費	410,680	422,870	△12,190			<雑入> 26,403	384,277	
トータルコスト	566,757千円 (前年度 576,102千円) [正職員: 20.1人 非常勤職員: 5.0人]							
主な業務内容	警察本部庁舎受付・宿日直業務、制服・装備品・けん銃弾薬の購入・貸与、報道機関との連絡調整、音楽隊演奏活動、警察航空隊の運営、警察用車両の車検・定期検査、警察本部庁舎管理							
説明								千円
1 警察職員の設置に伴う経費 ・非常勤職員(2人)に係る報酬等、駐在所報償費及び各警察署等光熱水費等								270,831
2 警察職員の被服調整に要する経費 ・警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例に基づいて支給する被服の購入費等								63,430
3 警察広報活動に要する経費 ・非常勤職員(1人)に係る報酬等								3,449
4 警察音楽隊の運営に要する経費 ・ふれあいコンサート開催、楽器の更新に係る経費等								3,684
5 警察航空隊の管理運営に要する経費 ・警察航空隊舎の光熱水費、航空隊員の資格講習受講経費等								6,321
6 自動車整備工場に要する経費 ・非常勤職員(2人)に係る報酬等、警察車両の重量税、自動車損害賠償責任保険料等								17,702
7 警察本部庁舎維持管理に要する経費 ・警察本部庁舎に係る光熱水費、通信機器リース料等								45,263
	計							410,680
警察証明事務取扱費	32,535	40,146	△7,611			<手数料> 32,535		
トータルコスト	163,764千円 (前年度 174,805千円) [正職員: 16.9人]							
主な業務内容	証明申請の受理、審査、証明書の発行							
説明								千円
自動車保管場所証明等警察証明事務に要する経費 ・自動車保管場所証明事務委託料 委託期間 平成26年4月1日から平成28年3月31日の間 (平成25年度11月補正: 債務負担行為設定済)								32,535

平成27年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

2目 警察本部費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
電子計算組織 運営費	228,722	233,580	△4,858				228,722	
トータルコスト	399,552千円 (前年度 376,752千円) [正職員: 22.0人]							
主な業務内容	企画・調整、電子計算機器の操作及び操作方法の指導、障害対応、システム開発、 犯罪経歴の登録、データ照会への回答							
説 明								千円
1 電子計算組織の運営に要する経費								116,670
・汎用電子計算機、庁内LAN端末のリース料等								
・OSS (ワンストップサービス) 共同利用型システム構築に係る負担金								
2 鳥取県警察WANシステムの運営に要する経費								112,052
・トリピー端末のリース料及び回線料等								
・遺失物管理システムのリース料								
・警察安全相談システム及び訓令例規通達検索システムの保守委託料								
	計							228,722
警察情報シス テム高度化事業	23,245	7,922	15,323				23,245	
トータルコスト	46,540千円 (前年度 20,304千円) [正職員: 3.0人]							
主な業務内容	企画・調整、システムの運用							
説 明								千円
ITを活用した効率的な業務運営を行うためのシステムに要する経費								23,245
・統合照会システムのリース料 (平成26年3月運用開始)								
・地図情報を活用したシステム再構築								
ア 交通規制管理システムのリース料 (平成27年1月運用開始)								
(既存の交通規制台帳管理システムの高度化更新)								
イ 交通総合管理システムのリース料 (平成27年1月運用開始)								
(既存の交通事故情報管理システム及び切符管理システムの高度化更新)								
安全安心対策 事業	90,456	90,164	292			<雑入> 384	90,072	
トータルコスト	117,634千円 (前年度 121,894千円) [正職員: 3.5人 非常勤職員: 41.0人]							
主な業務内容	連絡調整、非常勤職員による地理案内等警察官の業務補完、非常勤職員による少年 健全育成と安全確保の活動							
説 明								千円
1 交番相談員の設置運営に要する経費								70,471
不在交番を解消し、地理案内、各種届の受理等交番勤務警察官の業務を補完す るため、交番相談員(非常勤職員)を引き続き配置し、交番を訪れる住民の要望に 応えらるとともに、交番機能の強化を図る。								
	区 分	鳥取署	倉吉署	米子署	境港署	計		
	交 番 数	6 交 番	3 交 番	6 交 番	1 交 番	1 6 交 番		
	相 談 員 数	1 2 名	6 名	1 2 名	2 名	3 2 名		
2 スクールサポーターの設置運営に要する経費								19,985
学校等における児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止教室の支援、 少年の非行防止・立ち直り支援等を行うためスクールサポーター(非常勤職員) を、鳥取警察署に3名、倉吉警察署に2名、米子警察署に4名を引き続き配置し、 少年の健全育成や安全確保対策等の充実を図る。								
	計							90,456

平成27年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

2目 警察本部費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
警察安全相談員 設置運営費	19,590	19,545	45			<雑入> 85	19,505															
トータルコスト	49,874千円 (前年度 55,144千円) [正職員: 3.9人 非常勤職員: 9.0人]																					
主な業務内容	連絡調整、非常勤職員による相談の受理・対応																					
説明								千円 19,590														
<p>警察安全相談員の設置運営に要する経費</p> <p>警察安全相談の件数が特に多い都市部の警察署及び警察本部に警察安全相談員(非常勤職員)を配置して、相談事案に対する迅速・的確な対応を行う。</p> <p>○警察安全相談員(非常勤職員)の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談受理、防犯措置の教示 ・関係機関への照会、引き継ぎ ・相談者、関係者に対する措置結果の連絡 ・警察安全相談システムへの相談内容等の登録等 <p>○所属別配置状況</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>警察本部</th> <th>鳥取署</th> <th>倉吉署</th> <th>米子署</th> <th>境港署</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置人員</td> <td>1人</td> <td>3人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>1人</td> <td>9人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※警察本部は生活安全企画課へ配置する。</p>									区分	警察本部	鳥取署	倉吉署	米子署	境港署	計	配置人員	1人	3人	2人	2人	1人	9人
区分	警察本部	鳥取署	倉吉署	米子署	境港署	計																
配置人員	1人	3人	2人	2人	1人	9人																
留置管理業務 支援要員設置 運営費	11,361	11,347	14			<雑入> 49	11,312															
トータルコスト	27,668千円 (前年度 28,373千円) [正職員: 2.1人 非常勤職員: 5.0人]																					
主な業務内容	連絡調整、非常勤職員による業務支援																					
説明								千円 11,361														
<p>留置管理業務支援要員の設置運営に要する経費</p> <p>留置管理に付随する業務を行う留置管理業務支援要員(非常勤職員)を鳥取・米子警察署に各2名、倉吉警察署に1名配置して、留置担当警察官を本来業務である監視、警戒等に専念させることにより、留置施設内における事故防止を図る。</p> <p>○留置管理業務支援要員の主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接見、差入れ申込みの受付業務等 ・差入れ物品の保管、管理等 ・食事の配膳、回収等 ・留置施設内の清掃、入浴準備等 ・衣類の洗濯、乾燥等 																						
警察署協議会 運営費	3,920	3,970	△50				3,920															
トータルコスト	34,204千円 (前年度 32,604千円) [正職員: 3.9人]																					
主な業務内容	連絡調整、警察署協議会の開催																					
説明								千円 3,920														
<p>警察署協議会運営に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署協議会の委員(74人)に係る報酬等 																						

平成27年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

2目 警察本部費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福利厚生費	37,545	37,421	124			<雑入> 14	37,531	
トータルコスト	105,877千円 (前年度 107,072千円) [正職員: 8.8人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	健康診断の実施、産業医との連絡調整・職場内巡回指導、職員等への生活設計支援、災害給付認定手続、警察共済組合の運営							
説明								千円
警察職員の健康管理、福利厚生及び公務災害への対応に要する経費								
・非常勤職員(1人)に係る報酬等、警察職員の健康診断料等								26,571
・警察官の職務に協力援助した者の災害給付に要する経費								10,974
								計 37,545
遺失物取扱費	4,140	524	3,616			<雑入> 4,140		
トータルコスト	74,802千円 (前年度 63,210千円) [正職員: 9.1人 非常勤職員: 2.0人]							
主な業務内容	遺失届の受理並びに拾得物の受理・公告・保管・返還及び処分							
説明								千円
遺失物及び拾得物の処理に要する経費								4,140
・拾得物控書、現金封筒等の印刷製本費等								
・遺失物業務支援員(非常勤職員)を取り扱い件数の多い鳥取・米子警察署に配置して、遺失物管理システムへの入力等の支援を行う。								
職員人件費	12,110,749	12,320,536	△209,787	5,245		<手数料> 344,277 <財産収入> 500 <雑入> 5,374	11,755,353	
説明								千円
警察職員に係る人件費								12,110,749
・警察官1,242人、一般職員221人								

平成27年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

3目 警察施設費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
警察財産管理費	222,207	434,113	△211,906			<使用料> 17,000 <財産収入> 40,000 <雑入> 10,080	155,127																
トータルコスト	265,691千円（前年度 473,582千円） [正職員：5.6人]																						
主な業務内容	警察施設の維持修繕・管理、契約、収入・支払事務																						
説明	警察施設の維持補修及び維持管理に要する経費 （警察本部庁舎、本部の出先庁舎、警察署庁舎、派出所、交番、駐在所、職員宿舍）							千円 222,207															
住宅対策費	45,756	45,756	0			<雑入> 14,600	31,156																
トータルコスト	50,415千円（前年度 49,626千円） [正職員：0.6人]																						
主な業務内容	警察宿舍の民間借上げに係る企画調整、管理																						
説明	職員住宅の建替整備に要する経費 築後30年以上経過した老朽、狭隘な待機宿舍について、民間公募により整備した待機宿舍を借上げている。							千円 45,756															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>整備年度</th> <th>管轄署</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>米子警察署</td> <td>単身用36戸</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>鳥取警察署</td> <td>単身用18戸</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>倉吉警察署</td> <td>単身用18戸</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>境港警察署</td> <td>単身用9戸、世帯用3戸</td> </tr> </tbody> </table>								整備年度	管轄署	備 考	平成19年度	米子警察署	単身用36戸	平成20年度	鳥取警察署	単身用18戸	平成21年度	倉吉警察署	単身用18戸	平成22年度	境港警察署	単身用9戸、世帯用3戸
整備年度	管轄署	備 考																					
平成19年度	米子警察署	単身用36戸																					
平成20年度	鳥取警察署	単身用18戸																					
平成21年度	倉吉警察署	単身用18戸																					
平成22年度	境港警察署	単身用9戸、世帯用3戸																					
高速道路交通警察隊庁舎整備事業	500	500	0				500																
トータルコスト	3,606千円（前年度 5,143千円） [正職員：0.4人]																						
主な業務内容	企画調整、土地調査、他県調査																						
説明	高速道路交通警察隊庁舎整備の検討に要する経費 ・平成29年度に予定されている山陰道鳥取西ICから青谷IC間の供用開始に合わせて、高速道路交通警察隊鳥取分駐隊の庁舎整備について検討を行う。							千円 500															
⑨ 警察本部自動車運転訓練施設整備検討事業	500	0	500				500																
トータルコスト	3,606千円（前年度 0千円） [正職員：0.4人]																						
主な業務内容	企画調整、土地調査、他県調査																						
説明	警察本部自動車運転訓練施設整備の検討に要する経費 ・職員の交通事故防止と運転技術の向上及び災害対策その他特殊訓練による技術向上を目的とした訓練施設の整備について検討を行う。							千円 500															

平成27年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

4目 運転免許費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
運転免許費	160,252	145,649	14,603			<手数料> 160,203 <雑入> 49		
トータルコスト	412,615千円 (前年度 400,262千円) [正職員: 32.5人 非常勤職員: 7.0人]							
主な業務内容	運転免許試験の実施、免許証作成、免許証更新申請の受付・交付業務							
説明	<p>自動車運転免許試験及び免許証の交付並びに運転免許試験場の運営に要する経費 千円 160,252</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新通知業務委託料、仮免許業務委託料、技能試験員養成委託料、ICカード基体等消耗品の購入、ICカード運転免許証用追記装置リース料、ICカード運転免許証発行に必要な機器リース料及び保守委託料等 							

会計課 (内線: 8502)

5目 恩給及び退職年金費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
恩給及び退職年金費	29,305	32,206	△2,901				29,305	
トータルコスト	30,858千円 (前年度 33,754千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	支給手続きに係る連絡調整							
説明	<p>昭和37年11月以前に警察を退職した者に対する普通恩給・扶助料 千円 29,305</p>							

2項 警察活動費

会計課 (内線: 8502)

1目 一般警察活動費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
基本経費及び会計事務費	118,090	117,216	874	39,900		<雑入> 31,366	46,824	
トータルコスト	983,888千円 (前年度 973,149千円) [正職員: 111.5人]							
主な業務内容	県議会との連絡調整、情報公開申請受付、物品調達・出納・保管、歳入歳出予算管理、会計業務の指導改善、被留置者の生活管理・護送及び留置施設視察委員に関する業務							
説明	<p>1 総務課、警察県民課、会計課の職員旅費等運営に要する経費及び警察用電話回線専用料、事務連絡用携帯電話使用料等基本経費 千円 76,158</p> <p>2 留置施設の管理運営に要する経費 41,932</p> <ul style="list-style-type: none"> 被留置者食糧費、医療費及び警察医謝金等 留置施設視察委員(4人)に係る報酬等 <p>計 118,090</p>							

平成27年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

1目 一般警察活動費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
人事管理及び企画監察費	11,126	12,440	△1,314	4,329			6,797	
トータルコスト	1,031,447千円 (前年度 1,016,962千円) [正職員: 131.4人]							
主な業務内容	職員採用試験案内の学校説明、受験者への連絡、試験の実施、採用手続、勤務制度・組織定員・給与・人事に関する企画・管理、訓令その他の重要な公文書類の審査、警察共済組合・警察職員互助会の事業の企画・広報・運営、監察、表彰・懲戒業務、訴訟事務							
説明	警務課、厚生課、監察官室の職員旅費等運営に要する経費並びに警察官募集等警察職員の募集及び採用に要する経費							千円 11,126
警察教養費	37,327	33,425	3,902	13,548		<雑入> 11	23,768	
トータルコスト	279,595千円 (前年度 257,856千円) [正職員: 31.2人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	職員の指導・訓練、職務倫理教養、術科訓練の監督・指導、各種術科大会の開催及び部外競技会への参加							
説明	警察職員の一般教養、各種講習、術科訓練、術科大会出場、各種学校入校旅費及び海外語学研修並びに知能犯捜査員養成等に要する経費							千円 37,327

会計課 (内線: 8502)

2目 刑事警察費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
捜査活動運営費	172,859	165,687	7,172	32,732		<雑入> 14	140,113	
トータルコスト	2,866,538千円 (前年度 2,873,563千円) [正職員: 346.9人 非常勤職員: 2.0人]							
主な業務内容	凶悪犯・粗暴犯・盗犯・知能犯・選挙違反等の犯罪捜査、被疑者逮捕・取調べ・送致、暴力団対策業務、銃器犯罪対策業務							
説明	1 捜査活動運営費及び犯罪捜査取締活動に要する経費 ・非常勤職員(2人)に係る報酬等 ・捜査報償費、外国語通訳謝金・招請旅費等 ・犯罪捜査活動用資機材の整備 ・検視支援システムの保守リース料、死後画像検査料、調査解剖委託料等							千円 84,810
	2 初動捜査支援システムの整備に要する経費 ・初動捜査支援システムの保守リース料等							76,216
	3 暴力団対策法施行に要する経費 ・事業所選任責任者講習委託料等							7,652
	4 銃器犯罪対策に要する経費 ・初動措置対応資器材の整備							4,181
	計							172,859

平成27年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

2目 刑事警察費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪被害者支援事業	5,540	5,258	282	2,770			2,770	
トータルコスト	117,356円 (前年度 119,795千円) [正職員: 14.4人]							
主な業務内容	犯罪被害者に対する各種施策の企画・調査及び総合調整							
説明	犯罪被害者支援の推進に要する経費							千円 5,540
	<ul style="list-style-type: none"> 被害者カウンセラー謝金、被害者の負担軽減のための解剖遺体搬送料等 犯罪被害者等緊急避難場所確保事業 (くらしの安心推進課から業務移管) 犯罪被害者民間支援団体「公益社団法人とっとり被害者支援センター」が、犯罪被害者等の緊急避難場所として一時的に滞在する宿泊施設を確保し、提供するための経費を補助 (10/10) する。 							
犯罪被害者民間支援団体運営事業	7,000	6,000	1,000				7,000	
トータルコスト	12,436千円 (前年度 9,096千円) [正職員: 0.7人]							
主な業務内容	企画、調整、運営指導							
説明	犯罪被害者民間支援団体「公益社団法人とっとり被害者支援センター」の事業運営を支援するための交付金							千円 7,000
	<p>とっとり被害者支援センターの主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害相談に関する事業 犯罪被害者等給付金の裁定申請手続の補助に関する事業 物品の供与又は貸与、役務の提供等の直接的支援に関する事業 自助グループへの支援に関する事業 広報及び啓発活動に関する事業 <p>企業・自治体訪問活動を推進し、犯罪被害者のために活動できる組織体制づくりを目指すため、平成27年度は新たに次の4事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 鳥取県中部・西部における被害者支援講演会の開催 イ 覚えやすく・わかりやすい短縮ダイヤルの設置及び広報 ウ 幸せの黄色いレシートキャンペーンなど新たな財源確保に係る広報 エ 小学校・大学生に対する講演及び学校訪問 <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害相談員、被害者支援ボランティアの養成・研修に関する事業 							

平成27年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

2目 刑事警察費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活安全活動 運営費	22,326	22,210	116	6,563			15,763	
トータルコスト	667,598千円 (前年度 665,321千円) [正職員: 83.1人]							
主な業務内容	犯罪予防活動、街頭監視カメラの設置促進、酩酊者・行方不明者・迷子その他応急の救護を要する者の保護、少年指導委員との連絡調整・街頭補導活動、公害関係・風俗・売春事犯・サイバー犯罪等の取締							
説明	犯罪予防、特別法犯の捜査取締活動及びサイバー犯罪対策並びに少年非行防止、補導活動に要する経費 ・捜査報償費、公益社団法人鳥取県防犯連合会補助金及び防犯ボランティア研修会の開催経費、農業による少年の居場所づくり活動の経費等							千円 22,326
⑨ 特殊詐欺被害 水際阻止強化 対策事業	9,890	0	9,890			<雑入> 40	9,850	
トータルコスト	12,220千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.3人 非常勤職員: 4.0人]							
主な業務内容	企画、調整、非常勤職員によるロールプレイング訓練							
説明	特殊詐欺被害防止アドバイザーの設置運営に要する経費 ○特殊詐欺被害防止アドバイザー(非常勤職員)の業務 ・振り込み被害を金融機関、コンビニエンスストア及び宅配業者の水際で阻止するため、鳥取・米子警察署に各2名を配置し、県民の財産の保護を図る ・金融機関等に巡回しロールプレイングによる訓練を実施 ・金融機関等へ巡回する合間の時間帯に、警察が押収した名簿に掲載された県内居住者に対して電話による注意喚起を行う							千円 9,890
鑑識活動運営費	110,909	90,775	20,134	8,464		<雑入> 19	102,426	
トータルコスト	459,558千円 (前年度 431,291千円) [正職員: 44.9人 非常勤職員: 2.0人]							
主な業務内容	犯罪・事故現場における指紋・足こん跡・写真撮影その他資料収集、資料等の分析・鑑定業務及び科学捜査研究所における法医学・物理学・化学・心理学等による鑑定・検査							
説明	1 犯罪鑑識活動及び科学捜査資器材の整備に要する経費 ・非常勤職員(2人)に係る報酬等 ・囑託警察犬出動・借上謝金 ・X線マイクロアナライザー、ガスクロマトグラフ質量分析装置保守リース料 ・蛍光X線分析装置、液体クロマトグラフタンデム質量分析装置等保守委託料 ・カラー写真自動処理機の更新等 2 鳥取県指紋情報管理システムの運用等に要する経費 ・システムの保守リース料等							千円 62,733 48,176 計 110,909

平成27年度一般会計当初予算説明資料

会計課(内線:8502)

3目 交通指導取締費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通指導取締費	41,854	34,913	6,941	8,748		<雑入> 131	32,975	
トータルコスト	774,094千円 (前年度 743,032千円) [正職員:94.3人]							
主な業務内容	交通指導取締、交通事故処理、交通事件捜査、被疑者逮捕・取調べ・送致							
説明								千円
交通犯罪、交通違反の捜査・取締並びに交通事故処理等に要する経費								41,854
	<ul style="list-style-type: none"> ・捜査報償費、地域交通安全活動推進委員謝金等 ・交通取締用機材の整備、デジタルステレオカメラ及び解析図化機リース料等 							
反則金実施費	2,448	2,506	△58			<雑入> 1,414	1,034	
トータルコスト	31,955千円 (前年度 30,366千円) [正職員:3.8人]							
主な業務内容	交通反則行為の処理、交通反則金の徴収事務							
説明								千円
交通反則金の徴収事務等に要する経費								2,448
交通安全対策費	25,181	22,657	2,524			<手数料> 6,255	18,926	
トータルコスト	116,808千円 (前年度 113,977千円) [正職員:11.8人]							
主な業務内容	交通安全に係る講習会・巡回指導の実施、交通安全運動の実施に係る企画・広報、交通事故の統計分析、道路使用許可申請の受理・審査・許可							
説明								千円
交通事故防止、交通安全思想の普及活動等に要する経費								25,181
	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人鳥取県交通安全協会補助金、自動車安全運転センター補助金 ・道路情報提供業務委託料 ・交通安全活動推進センター業務委託料(道路使用許可に関する調査) 							
高齢者交通安全教育実施費	9,280	9,320	△40			<雑入> 30	9,250	
トータルコスト	23,257千円 (前年度 23,250千円) [正職員:1.8人 非常勤職員:3.0人]							
主な業務内容	連絡調整、安全教育の実施							
説明								千円
シルバー・セイフティ・インストラクター(非常勤職員)の設置運営に要する経費								9,280
1 任務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者に対する運転適性診断機器等を使用した交通安全教育 (2) 高齢者宅訪問による交通安全個別指導及び反射材貼付活動 (3) 関係機関、団体と連携した出前型の交通安全教室等の開催 (4) 高齢者交通安全教育に関する情報の発信及び収集等 							
2 活動方法	<ul style="list-style-type: none"> (1) 3名のインストラクターが、それぞれ鳥取、倉吉、米子警察署を拠点に活動 (2) 単独での高齢者宅訪問活動、各機関からの要請に基づく交通安全教室の開催、各種イベント等での広報活動 							

平成27年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

3目 交通指導取締費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
違法駐車対策事業	27,750	27,951	△201			<手数料> 60 <過料等> 18,000 <雑入> 10	9,680		
トータルコスト	54,928千円（前年度 55,038千円） [正職員：3.5人、非常勤職員：1.0人]								
主な業務内容	違法駐車対策の企画・指導等、委託業務の指導監督、放置違反金徴収事務								
説明								千円 27,750	
違法駐車対策に要する経費 ・放置駐車違反管理システム保守リース料 ・放置車両確認事務の民間委託 委託期間 平成26年4月1日から平成28年3月31日の間 （平成25年度11月補正：債務負担行為設定済）									
地域警察運営費	20,411	19,683	728	3,158			17,253		
トータルコスト	2,931,510千円（前年度 2,977,529千円） [正職員：374.9人]								
主な業務内容	警ら活動、交番・駐在所での各種事案処理、鉄道警察活動、雑踏警備、水難・山岳遭難等及び災害発生時の救助活動、防災機関との連絡調整								
説明								千円 20,411	
地域警察の運営及び山岳救助活動等に要する経費 ・山岳遭難救助訓練部外講師謝金及び大山遭難防止協会補助金等									
災害に係る危機管理体制の再構築事業	6,587	6,191	396				6,587		
トータルコスト	12,023千円（前年度 11,608千円） [正職員：0.7人]								
主な業務内容	災害対策の企画・立案、関係機関との調整、調達業務								
説明								千円 6,587	
東日本大震災及び広島市北部集中豪雨災害への警察対応で得られた反省・教訓等を踏まえ、初動態勢の確立等に必要経費 ・警察職員安否確認・非常招集システム運用委託料等 ・被災地での救助活動用の非常用浄水装置、FRPボート及びレスキューチェーンソーの計画的整備（5ヶ年計画の2年目） ・高機能担架、三連梯子の整備									
通信指令・総合指揮システム運営費	121,832	116,256	5,576	8,642			113,190		
トータルコスト	251,508千円（前年度 245,497千円） [正職員：16.7人]								
主な業務内容	110番の受理・対応、通信指令システム等の維持管理、警察用無線機の運用・管理								
説明								千円 121,832	
通信指令・総合指揮システムの管理運営に要する経費 ・通信指令・総合指揮システム保守リース料 ・デジタル無線機用分散局と警察署間の回線料 ・デジタル無線機の携帯電話機能に係る通信料									

平成27年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

3目 交通指導取締費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
パーキングチケット管理運営費	0	8,369	△8,369					
トータルコスト	0千円 (前年度 9,917千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容								
説明	事業完了によるもの							

会計課 (内線: 8502)

4目 装備費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
装備費	204,565	186,320	18,245	56,598			147,967											
トータルコスト	273,674千円 (前年度 258,293千円) [正職員: 8.9人]																	
主な業務内容	車両の維持補修、装備品の調達・管理、警察用ヘリコプターの整備																	
説明	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 警察車両等維持管理に要する経費</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・警察車両に係る燃料、修繕料、消耗品等</td> <td style="text-align: right;">157,653</td> </tr> <tr> <td>2 警察航空機(ヘリコプター)の運用に要する経費</td> <td style="text-align: right;">46,912</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・航空機に係る燃料、修繕料、点検料等</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">204,565</td> </tr> </table>								1 警察車両等維持管理に要する経費	千円	・警察車両に係る燃料、修繕料、消耗品等	157,653	2 警察航空機(ヘリコプター)の運用に要する経費	46,912	・航空機に係る燃料、修繕料、点検料等		計	204,565
1 警察車両等維持管理に要する経費	千円																	
・警察車両に係る燃料、修繕料、消耗品等	157,653																	
2 警察航空機(ヘリコプター)の運用に要する経費	46,912																	
・航空機に係る燃料、修繕料、点検料等																		
計	204,565																	
警察航空機資機材等整備事業	31,574	70,841	△39,267				31,574											
トータルコスト	33,127千円 (前年度 72,389千円) [正職員: 0.2人]																	
主な業務内容	ヘリコプターの部品・工具等の調達・契約、管理																	
説明	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">ヘリコプターの更新に伴う整備に必要な部品等に要する経費</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・機体用補用部品、エンジン用補用部品、機体用特殊工具、整備支援機材等 (4ヶ年計画の最終年度)</td> <td style="text-align: right;">31,574</td> </tr> </table>								ヘリコプターの更新に伴う整備に必要な部品等に要する経費	千円	・機体用補用部品、エンジン用補用部品、機体用特殊工具、整備支援機材等 (4ヶ年計画の最終年度)	31,574						
ヘリコプターの更新に伴う整備に必要な部品等に要する経費	千円																	
・機体用補用部品、エンジン用補用部品、機体用特殊工具、整備支援機材等 (4ヶ年計画の最終年度)	31,574																	
装備費(ヘリコプターテレビシステム運用経費)	87,789	6,403	81,386		<61,000> 61,000		26,789	県費負担 87,789										
トータルコスト	90,895千円 (前年度 9,499千円) [正職員: 0.4人]																	
主な業務内容	ヘリコプターテレビシステムの調達・契約、運用・管理																	
説明	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">ヘリコプターテレビシステムの運用に要する経費</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ヘリコプターテレビ用機上設備の保守委託及び修繕 ・ヘリコプターテレビ用地上設備の設置及び保守委託</td> <td style="text-align: right;">87,789</td> </tr> </table>								ヘリコプターテレビシステムの運用に要する経費	千円	・ヘリコプターテレビ用機上設備の保守委託及び修繕 ・ヘリコプターテレビ用地上設備の設置及び保守委託	87,789						
ヘリコプターテレビシステムの運用に要する経費	千円																	
・ヘリコプターテレビ用機上設備の保守委託及び修繕 ・ヘリコプターテレビ用地上設備の設置及び保守委託	87,789																	

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

総負担額は起債欄〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成27年度当初予算歳入歳出事項別明細書（警察本部）

（単位：千円）

款 項 目 節 別	9 款		うち警察本部					
	警察費	予算額	1 項 警察管理費	1 目	2 目	3 目	4 目	5 目
				公 安 委 員 会 費	警 察 本 部 費	警 察 施 設 費	運 転 免 許 費	恩 給 及 び 退 職 年 金 費
1 報 酬	172,803	172,803	146,042	10,139	125,004		10,899	
2 給 料	5,333,394	5,333,394	5,333,394		5,333,394			
3 職 員 手 当 等	4,892,541	4,892,541	4,892,541		4,892,541			
時 間 外 手 当	1,125,143	1,125,143	1,125,143		1,125,143			
特 殊 勤 務 手 当	101,184	101,184	101,184		101,184			
退 職 手 当	853,783	853,783	853,783		853,783			
そ の 他 の 手 当	2,688,346	2,688,346	2,688,346		2,688,346			
児 童 手 当	124,085	124,085	124,085		124,085			
4 共 済 費	1,910,626	1,910,626	1,906,354	685	1,903,912		1,757	
職 員 に 係 る も の	1,884,814	1,884,814	1,884,814		1,884,814			
賞 金 に 係 る も の	25,812	25,812	21,540	685	19,098		1,757	
5 災 害 補 償 費	10,923	10,923	10,923		10,923			
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	29,305	29,305	29,305					29,305
7 賞 金								
8 報 償 費	78,869	78,869	64,009	1,497	62,512			
9 旅 費	93,968	93,968	44,451	1,425	42,826		200	
費 用 弁 償	1,422	1,422	1,298	962	336			
普 通 旅 費	87,691	87,691	42,562	202	42,160		200	
特 別 旅 費	4,855	4,855	591	261	330			
10 交 際 費	350	350	350	50	300			
11 需 用 費	785,911	785,911	376,053	8,905	233,729	46,765	86,654	
12 役 務 費	363,269	363,269	62,764	2,284	54,175	4,144	2,161	
13 委 託 料	685,682	685,682	462,057	139,723	74,677	226,896	20,761	
14 使用料及び賃借料	588,204	588,204	327,158	10,639	208,231	70,737	37,551	
15 工 事 請 負 費	2,005,144	2,005,144	1,232,951			1,232,951		
16 原 材 料 費								
17 公 有 財 産 購 入 費	7,560	7,560	7,560			7,560		
18 備 品 購 入 費	157,447	157,447	17,507	400	8,467	8,640		
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	38,832	38,832	25,382	113	24,034	1,235		
20 扶 助 費								
21 貸 付 金								
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金	44	44	44		44			
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	15	15						
24 投 資 及 び 出 資 金								
25 積 立 金								
26 寄 付 金								
27 公 課 費	7,467	7,467	7,467	33	7,165		269	
28 繰 出 金								
予 備 費								
計	17,162,354	17,162,354	14,946,312	175,893	12,981,934	1,598,928	160,252	29,305
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	401,626	401,626	59,743		5,245	54,498	
	起 債	1,159,000	1,159,000	926,000			926,000	
	そ の 他	881,610	881,610	824,260	168,567	413,761	81,680	160,252
	一 般 財 源	14,720,118	14,720,118	13,136,309	7,326	12,562,928	536,750	

(単位:千円)

款 項 目		2項				
		警察活動費	1目 一般警察 活動費	2目 刑事警察費	3目 交通指導 取締費	4目 装備費
節 別						
1	報 酬	26,761	2,639	15,618	8,504	
2	給 料					
3	職 員 手 当 等					
	時 間 外 手 当					
	特 殊 勤 務 手 当					
	退 職 手 当					
	そ の 他 の 手 当					
	児 童 手 当					
4	共 済 費	4,272	381	2,519	1,372	
	職 員 に 係 る も の					
	賃 金 に 係 る も の	4,272	381	2,519	1,372	
5	災 害 補 償 費					
6	恩 給 及 び 退 職 年 金					
7	賃 金					
8	報 償 費	14,860	610	12,588	1,662	
9	旅 費	49,517	20,672	20,776	8,069	
	費 用 弁 償	124	97	14	13	
	普 通 旅 費	45,129	20,456	17,117	7,656	
	特 別 旅 費	4,264	119	3,645	500	
10	交 際 費					
11	需 用 費	409,858	34,153	37,935	153,728	184,042
12	役 務 費	300,505	97,871	75,461	126,317	856
13	委 託 料	223,625	7,212	27,196	154,557	34,660
14	使用料及び賃借料	261,046	2,298	111,666	147,082	
15	工事請負費	772,193			772,193	
16	原 材 料 費					
17	公有財産購入費					
18	備 品 購 入 費	139,940	653	15,229	19,688	104,370
19	負担金、補助及び交付金	13,450	54	9,536	3,860	
20	扶 助 費					
21	貸 付 金					
22	補償、補填及び賠償金					
23	償還金、利子及び割引料	15			15	
24	投資及び出資金					
25	積 立 金					
26	寄 付 金					
27	公 課 費					
28	繰 出 金					
	予 備 費					
	計	2,216,042	166,543	328,524	1,397,047	323,928
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	341,883	57,777	50,529	176,979	56,598
	起 債	233,000			172,000	61,000
	そ の 他	57,350	31,377	73	25,900	
	一 般 財 源	1,583,809	77,389	277,922	1,022,168	206,330

節の明細

項	目	金額(千円)等
9款	警察費	
1項	警察管理費	
1目	公安委員会費	
報 酬	公安委員 非常勤職員	3人 2人
負担金、補助 及び交付金	・警備業共同検定実施負担金	113
2目	警察本部費	
報 酬	警察署協議会委員 非常勤職員	74人 70人
給 料	警察官 定数外警察官 一般職員 定数外一般職員	1,226人 16人 220人 1人
負担金、補助 及び交付金	・警察共済組合職員事務費負担金 ・鳥取県自動車整備振興会負担金 ・(財)鳥取県交通安全協会負担金 ・警察職員共済組合負担金 ・鳥取県安全運転運行管理者協議会負担金 ・境港市同報無線利用者協議会負担金 ・OSS推進警察協議会負担金	9 82 306 474 419 4 22,740
3目	警察施設費	
負担金、補助 及び交付金	・交番等施設管理負担金 ・上下水道負担金 ・営繕積算システム負担金 ・駐在所ケーブルテレビ加入者負担金	671 528 21 15
4目	運転免許費	
報 酬	非常勤職員	7人
2項	警察活動費	
1目	一般警察活動費	
報 酬	留置施設視察委員 非常勤職員	4人 1人
負担金、補助 及び交付金	・部外競技会参加負担金	54
2目	刑事警察費	
報 酬	非常勤職員	8人
負担金、補助 及び交付金	・(社)鳥取県防犯連合会補助金 ・犯罪被害者民間支援団体補助金 ・犯罪被害者民間支援団体交付金 ・学会負担金	2,000 394 7,000 142
3目	交通指導取締費	
報 酬	非常勤職員	4人
負担金、補助 及び交付金	・(財)鳥取県交通安全協会補助金 ・自動車安全運転センター補助金 ・大山遭難防止協会補助金	2,100 480 1,280
償還金、利子 及び割引料	・放置違反金還付金	15

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成27年度 模擬運転装置賃借料	千円 2,973		0	平成28年度	2,973				2,973	
平成27年度 人事管理システム賃借料	646		0	平成28年度	646					646
平成27年度 犯罪統計管理システム賃借料	3,625		0	平成28年度から 平成32年度まで	3,625					3,625
平成27年度 訓令・例規通達検索システム 機器賃借料	1,975		0	平成28年度から 平成32年度まで	1,975					1,975
平成27年度 映像射撃シミュレータ賃借料	4,721		0	平成28年度から 平成32年度まで	4,721	2,360				2,361
平成27年度 放置駐車違反管理システム 賃借料	97,282		0	平成28年度から 平成33年度まで	97,282				3,582	93,700

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成19年度 警察官待機宿舍賃借料	388,800	平成20年度から 平成26年度まで	136,080	平成27年度から 平成39年度まで	252,720			67,392	185,328
平成20年度 警察官待機宿舍賃借料	194,400	平成21年度から 平成26年度まで	58,320	平成27年度から 平成40年度まで	136,080			37,800	98,280
平成21年度 警察官待機宿舍賃借料	194,400	平成22年度から 平成26年度まで	48,600	平成27年度から 平成41年度まで	145,800			40,500	105,300
平成22年度 運転適性検査機器賃借料	26,653	平成23年度から 平成26年度まで	17,741	平成27年度から 平成28年度まで	6,653			6,653	
平成22年度 警察官待機宿舍賃借料	137,520	平成23年度から 平成26年度まで	27,504	平成27年度から 平成42年度まで	110,016			38,640	71,376
平成23年度 警察統合情報通信ネット ワーク通信機器賃借料	21,004	平成24年度から 平成26年度まで	10,986	平成27年度から 平成28年度まで	7,324				7,324
平成23年度 運転免許証申請支援シス テム賃借料	8,646	平成24年度から 平成26年度まで	2,381	平成27年度から 平成29年度まで	1,985			1,985	
平成23年度 初動捜査支援システム賃借 料	464,842	平成24年度から 平成26年度まで	68,569	平成27年度から 平成30年度まで	91,426				91,426
平成25年度 初動捜査支援システム賃借 料	345	平成26年度	69	平成27年度から 平成30年度まで	275				275
平成23年度 検視支援システム賃借料	27,517	平成24年度から 平成26年度まで	7,526	平成27年度から 平成28年度まで	4,391	1,614			2,777

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額				当該年度以降の支出予定額			左の財源内訳			
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	期間	金額 千円	特定財源			一般財源 千円	
								国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成24年度 警察本部庁舎通信機器賃 借料	73,617	平成25年度から 平成26年度まで	12,525	平成27年度から 平成30年度まで	24,527					24,527		
平成24年度 セキュリティ対策機器(ファイ ルサーバー)賃借料	10,290	平成25年度から 平成26年度まで	1,840	平成27年度から 平成29年度まで	2,759							2,759
平成24年度 初動捜査支援システム賃借 料	99,690	平成25年度から 平成26年度まで	32,932	平成27年度から 平成30年度まで	65,863							65,863
平成25年度 初動捜査支援システム賃借 料	120	平成26年度	24	平成27年度から 平成30年度まで	93							93
平成24年度 鳥取県指紋情報管理システ ム賃借料	285,552	平成25年度から 平成26年度まで	94,752	平成27年度から 平成30年度まで	189,504							189,504
平成24年度 交通信号機管理システム賃 借料	5,693	平成25年度から 平成26年度まで	1,941	平成27年度から 平成30年度まで	3,638							3,638
平成24年度 ヘリコプターテレビシステム 整備事業費	235,514	平成25年度から 平成26年度まで	180,215	平成27年度から 平成35年度まで	43,748							43,748
平成25年度 ヘリコプターテレビシステム 整備事業費	1,402	平成26年度	150	平成27年度から 平成35年度まで	1,250							1,250
平成24年度 通信指令・総合指揮システ ム賃借料	603,685	平成25年度から 平成26年度まで	93,276	平成27年度から 平成32年度まで	509,430							509,430
平成25年度 汎用電子計算機賃借料	386,015	平成26年度	77,202	平成27年度から 平成30年度まで	308,809							308,809

債務負担行為翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
						国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
平成25年度 汎用電子計算機用業務端 末賃借料	13,312	平成26年度	2,646	平成27年度から 平成30年度まで	9,041				9,041
平成25年度 交番・駐在所等ネットワー ク通信機器賃借料	27,493	平成26年度	2,375	平成27年度から 平成31年度まで	11,678				11,678
平成25年度 グループウェアサーバ賃借 料	46,616	平成26年度	9,576	平成27年度から 平成30年度まで	35,112				35,112
平成25年度 遺失物管理システム賃借料	53,325	平成26年度	10,451	平成27年度から 平成30年度まで	41,804				41,804
平成25年度 統合照会システム機器賃借 料	10,576	平成26年度	1,912	平成27年度から 平成30年度まで	7,488				7,484
平成25年度 免許情報ファイリングステ ム県間通信装置賃借料	22,682	平成26年度	4,775	平成27年度から 平成30年度まで	17,907			17,907	
平成25年度 可搬型初動捜査支援ステ ム賃借料	48,753	平成26年度	9,702	平成27年度から 平成30年度まで	33,957				33,957
平成25年度 X線マイクロアナライザ賃借 料	34,605	平成26年度	5,343	平成27年度から 平成32年度まで	28,938				28,938
平成25年度 ステレオカメラ及び解析図化 機賃借料	35,502	平成26年度	5,752	平成27年度から 平成31年度まで	28,760				28,760
平成25年度 警察職員安否確認・非常招 集システム運用委託	3,402	平成26年度	700	平成27年度から 平成30年度まで	2,450				2,450

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				一般財源 千円
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	国庫支出金 千円	地方債 千円	特定財源		
								その他 千円		
平成26年度 情報収集管理システム賃借料	22,800		0	平成27年度から 平成31年度まで	15,637					15,637
平成26年度 交通規制管理システム賃借料	44,037		0	平成27年度から 平成31年度まで	35,090					35,090
平成26年度 交通総合管理システム賃借料	69,459		0	平成27年度から 平成31年度まで	66,239					66,239
平成26年度 電子署名生成装置賃借料	55,628		0	平成27年度から 平成31年度まで	52,844				52,844	
平成26年度 免許情報ファイリングシステム賃借料	46,289		0	平成27年度から 平成31年度まで	42,785				42,785	
平成26年度 ICカード運転免許証追記装置(警察署分)賃借料	50,773		0	平成27年度から 平成31年度まで	48,233				48,233	
平成26年度 直接撮影装置用画像取込装置賃借料	6,009		0	平成27年度から 平成31年度まで	5,932				5,932	
平成26年度 ICカード運転免許証作成装置保守委託	20,276		0	平成27年度から 平成31年度まで	20,273				20,273	
平成26年度 ガスクロマトグラフ質量分析装置賃借料	32,357		0	平成27年度から 平成33年度まで	31,388					31,388
平成26年度 交通管制システム機器賃借料	122,769		0	平成27年度から 平成31年度まで	115,990	47,480				68,510

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円		
平成26年度 ヘリコプターレビシステム 地上設備設置及び保守業務 委託	235,085		0	平成27年度から 平成37年度まで	96,876		61,000			35,876
平成26年度 運転免許証更新講習 委託	70,222		0	平成27年度から 平成28年度まで	70,222				70,222	
平成26年度 行政処分者講習委託	44,520		0	平成27年度から 平成28年度まで	44,520				44,520	
平成26年度 警察学校等給食業務委託	52,224		0	平成27年度から 平成28年度まで	52,224				33,038	19,186
平成26年度 警察本部庁舎等清掃業務 委託	21,564		0	平成27年度から 平成28年度まで	21,564				1,006	20,558
平成26年度 警察署等庁舎清掃業務 委託	99,723		0	平成27年度から 平成29年度まで	99,723					99,723

条 例 名 等	鳥取県警察職員定員条例の一部改正について																																	
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 警察法施行令の一部が改正され、警察官の定員の基準が変更されることに伴い、警察官の定員について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 警察官の定員を1,226人（現行 1,226人。ただし、平成27年4月1日から1,221人）とする。 (2) (1) に伴い階級ごとの警察官の定員について所要の改正を行う。 (3) 施行期日は、平成27年4月1日とする。</p> <p><参考> 平成26年度と平成27年度の警察職員の対比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政令定数</td> <td>1,203人</td> <td>1,208人</td> <td>+5人</td> </tr> <tr> <td>県単措置</td> <td>23人</td> <td>18人</td> <td>△5人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内 訳</td> <td>一般職員からの振替</td> <td>(13人)</td> <td>(13人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>時限</td> <td>(10人)</td> <td>(5人)</td> <td>(△5人)</td> </tr> <tr> <td>警察官合計</td> <td>1,226人</td> <td>1,226人</td> <td>±0人</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>220人</td> <td>220人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,446人</td> <td>1,446人</td> <td>±0人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成26年度	平成27年度	備 考	政令定数	1,203人	1,208人	+5人	県単措置	23人	18人	△5人	内 訳	一般職員からの振替	(13人)	(13人)		時限	(10人)	(5人)	(△5人)	警察官合計	1,226人	1,226人	±0人	一般職員	220人	220人		合 計	1,446人	1,446人	±0人
区 分	平成26年度	平成27年度	備 考																															
政令定数	1,203人	1,208人	+5人																															
県単措置	23人	18人	△5人																															
内 訳	一般職員からの振替	(13人)	(13人)																															
	時限	(10人)	(5人)	(△5人)																														
警察官合計	1,226人	1,226人	±0人																															
一般職員	220人	220人																																
合 計	1,446人	1,446人	±0人																															

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前																																					
<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。ただし、第1号アからウまでに規定する階級の警察官の人員がこれらの規定に規定する定員に満たない場合においては、その満たない人数を当該階級より下位の階級の警察官の定員に加えることができる。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,208人</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 警部 <u>128人</u></p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>668人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>350人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 第2条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2条第1項第1号</td> <td><u>1,208人</u></td> <td><u>1,226人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号イ</td> <td><u>128人</u></td> <td><u>129人</u></td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号ウ</td> <td><u>668人</u></td> <td><u>679人</u></td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号エ</td> <td><u>350人</u></td> <td><u>355人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table>		第2条第1項第1号	<u>1,208人</u>	<u>1,226人</u>	略			第2条第1項第1号イ	<u>128人</u>	<u>129人</u>	第2条第1項第1号ウ	<u>668人</u>	<u>679人</u>	第2条第1項第1号エ	<u>350人</u>	<u>355人</u>	略			<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。ただし、第1号アからウまでに規定する階級の警察官の人員がこれらの規定に規定する定員に満たない場合においては、その満たない人数を当該階級より下位の階級の警察官の定員に加えることができる。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,203人</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 警部 <u>127人</u></p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>665人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>349人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 第2条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2条第1項第1号</td> <td><u>1,203人</u></td> <td><u>1,221人（平成27年3月31日までは、1,226人）</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号イ</td> <td><u>127人</u></td> <td><u>128人（平成27年3月31日までは、129人）</u></td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号ウ</td> <td><u>665人</u></td> <td><u>676人（平成27年3月31日までは、679人）</u></td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号エ</td> <td><u>349人</u></td> <td><u>354人（平成27年3月31日までは、355人）</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table>		第2条第1項第1号	<u>1,203人</u>	<u>1,221人（平成27年3月31日までは、1,226人）</u>	略			第2条第1項第1号イ	<u>127人</u>	<u>128人（平成27年3月31日までは、129人）</u>	第2条第1項第1号ウ	<u>665人</u>	<u>676人（平成27年3月31日までは、679人）</u>	第2条第1項第1号エ	<u>349人</u>	<u>354人（平成27年3月31日までは、355人）</u>	略		
第2条第1項第1号	<u>1,208人</u>	<u>1,226人</u>																																					
略																																							
第2条第1項第1号イ	<u>128人</u>	<u>129人</u>																																					
第2条第1項第1号ウ	<u>668人</u>	<u>679人</u>																																					
第2条第1項第1号エ	<u>350人</u>	<u>355人</u>																																					
略																																							
第2条第1項第1号	<u>1,203人</u>	<u>1,221人（平成27年3月31日までは、1,226人）</u>																																					
略																																							
第2条第1項第1号イ	<u>127人</u>	<u>128人（平成27年3月31日までは、129人）</u>																																					
第2条第1項第1号ウ	<u>665人</u>	<u>676人（平成27年3月31日までは、679人）</u>																																					
第2条第1項第1号エ	<u>349人</u>	<u>354人（平成27年3月31日までは、355人）</u>																																					
略																																							

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県警察手数料条例の一部改正について																																										
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 (1) 道路交通法の一部が改正され、自転車運転者講習を実施することに伴い、当該講習について新たに手数料を徴収する。 (2) 道路交通法施行令の一部が改正され、運転免許に関する事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、これらの事務に係る手数料の額を見直す。 (3) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。 2 概要 (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <td>自転車運転者講習</td> <td>1時間につき1,900円</td> </tr> </table> (2) 次のとおり手数料の額を改める。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th style="text-align: center;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転免許試験</td> <td>免許の種類等に応じ 1,500円～7,700円</td> <td>免許の種類等に応じ 1,500円～7,400円</td> </tr> <tr> <td>運転技能検査</td> <td>免許の種類等に応じ 3,850円～6,950円</td> <td>免許の種類等に応じ 3,650円～6,650円</td> </tr> <tr> <td>運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査</td> <td>使用する自動車に応じ 1,550円又は3,100円</td> <td>使用する自動車に応じ 1,450円又は3,000円</td> </tr> <tr> <td>運転免許証の再交付</td> <td>1件につき 3,600円</td> <td>1件につき 3,500円</td> </tr> <tr> <td>技能検定員資格者証の交付</td> <td>1件につき 1,200円</td> <td>1件につき 1,100円</td> </tr> <tr> <td>技能検定員に係る審査</td> <td>免許の種類等に応じ 700円～23,500円</td> <td>免許の種類等に応じ 700円～23,450円</td> </tr> <tr> <td>教習指導員資格者証の交付</td> <td>1件につき 1,200円</td> <td>1件につき 1,100円</td> </tr> <tr> <td>教習指導員に係る審査</td> <td>免許の種類等に応じ 700円～15,000円</td> <td>免許の種類等に応じ 700円～14,950円</td> </tr> <tr> <td>運転技能の再試験</td> <td>免許の種類等に応じ 1,000円～3,250円</td> <td>免許の種類等に応じ 1,050円～3,300円</td> </tr> <tr> <td>免許の取消し等を受けた者に対する講習</td> <td>ア 1時間につき 700円～4,700円 イ 1件につき 600円～13,350円</td> <td>ア 1時間につき 750円～4,650円 イ 1件につき 500円～13,200円</td> </tr> <tr> <td>基準該当初心運転者又は軽微違反行為者に対する通知</td> <td>1件につき 850円</td> <td>1件につき 900円</td> </tr> </tbody> </table> (3) 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施に係る手数料について、所要の規定の整備を行う。 (4) 施行期日は、平成27年4月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。 ア (1)に関する事項 道路交通法の一部を改正する法律の施行の日(平成27年6月1日) イ (3)に関する事項 公布日	区 分	金 額	自転車運転者講習	1時間につき1,900円	区 分	金 額		現 行	改 正 後	運転免許試験	免許の種類等に応じ 1,500円～7,700円	免許の種類等に応じ 1,500円～7,400円	運転技能検査	免許の種類等に応じ 3,850円～6,950円	免許の種類等に応じ 3,650円～6,650円	運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査	使用する自動車に応じ 1,550円又は3,100円	使用する自動車に応じ 1,450円又は3,000円	運転免許証の再交付	1件につき 3,600円	1件につき 3,500円	技能検定員資格者証の交付	1件につき 1,200円	1件につき 1,100円	技能検定員に係る審査	免許の種類等に応じ 700円～23,500円	免許の種類等に応じ 700円～23,450円	教習指導員資格者証の交付	1件につき 1,200円	1件につき 1,100円	教習指導員に係る審査	免許の種類等に応じ 700円～15,000円	免許の種類等に応じ 700円～14,950円	運転技能の再試験	免許の種類等に応じ 1,000円～3,250円	免許の種類等に応じ 1,050円～3,300円	免許の取消し等を受けた者に対する講習	ア 1時間につき 700円～4,700円 イ 1件につき 600円～13,350円	ア 1時間につき 750円～4,650円 イ 1件につき 500円～13,200円	基準該当初心運転者又は軽微違反行為者に対する通知	1件につき 850円	1件につき 900円
区 分	金 額																																										
自転車運転者講習	1時間につき1,900円																																										
区 分	金 額																																										
	現 行	改 正 後																																									
運転免許試験	免許の種類等に応じ 1,500円～7,700円	免許の種類等に応じ 1,500円～7,400円																																									
運転技能検査	免許の種類等に応じ 3,850円～6,950円	免許の種類等に応じ 3,650円～6,650円																																									
運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査	使用する自動車に応じ 1,550円又は3,100円	使用する自動車に応じ 1,450円又は3,000円																																									
運転免許証の再交付	1件につき 3,600円	1件につき 3,500円																																									
技能検定員資格者証の交付	1件につき 1,200円	1件につき 1,100円																																									
技能検定員に係る審査	免許の種類等に応じ 700円～23,500円	免許の種類等に応じ 700円～23,450円																																									
教習指導員資格者証の交付	1件につき 1,200円	1件につき 1,100円																																									
教習指導員に係る審査	免許の種類等に応じ 700円～15,000円	免許の種類等に応じ 700円～14,950円																																									
運転技能の再試験	免許の種類等に応じ 1,000円～3,250円	免許の種類等に応じ 1,050円～3,300円																																									
免許の取消し等を受けた者に対する講習	ア 1時間につき 700円～4,700円 イ 1件につき 600円～13,350円	ア 1時間につき 750円～4,650円 イ 1件につき 500円～13,200円																																									
基準該当初心運転者又は軽微違反行為者に対する通知	1件につき 850円	1件につき 900円																																									

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前																			
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(23の2) 略</p> <p>(24) 銃砲刀剣類取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 現に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃若しくは空気銃を所持している者又は銃砲刀剣類取締法第5条の2第3項第2号若しくは第3号に掲げる者に対するもの 1件につき3,000円</p> <p>イ 略</p> <p>(25)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(23の2) 略</p> <p>(24) 銃砲刀剣類取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 現に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃若しくは空気銃を所持している者又は銃砲刀剣類取締法第5条の2第3項第2号に掲げる者に対するもの 1件につき3,000円</p> <p>イ 略</p> <p>(25)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験</td> <td rowspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>(1)・(2) 略</td> </tr> <tr> <td>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用し受けるとき。</td> <td>1件につき7,400円</td> </tr> <tr> <td>イ ア以外のとき。</td> <td>1件につき4,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	略	(1)・(2) 略	(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用し受けるとき。	1件につき7,400円	イ ア以外のとき。	1件につき4,400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験</td> <td rowspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>(1)・(2) 略</td> </tr> <tr> <td>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用し受けるとき。</td> <td>1件につき7,700円</td> </tr> <tr> <td>イ ア以外のとき。</td> <td>1件につき4,600円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	略	(1)・(2) 略	(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用し受けるとき。	1件につき7,700円	イ ア以外のとき。	1件につき4,600円
区分	金額																				
1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	略																				
(1)・(2) 略																					
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合																					
ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用し受けるとき。	1件につき7,400円																				
イ ア以外のとき。	1件につき4,400円																				
区分	金額																				
1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	略																				
(1)・(2) 略																					
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合																					
ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用し受けるとき。	1件につき7,700円																				
イ ア以外のとき。	1件につき4,600円																				

2 普通自動車免許に係る試験		2 普通自動車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,750円	(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,800円
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,850円	(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,900円
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき3,100円	ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき3,050円
イ 略	略	イ 略	略
3 特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験		3 特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験	
(1)・(2) 略	略	(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき4,500円	ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき4,600円
イ ア以外のと	1件につき2,950円	イ ア以外のと	1件につき3,050円

き。	
4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,850円</u>
(2) 略	略
5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 略	略
イ ア以外の場合	1件につき <u>4,550円</u>
き。	
6 仮運転免許に係る試験	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき	1件につき <u>4,400円</u>
イ ア以外の場合	1件につき <u>2,850円</u>
き。	

(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの
- (ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき6,650円
- (イ) (ア)以外の場合 1件につき3,650円
- イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

き。	
4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u>
(2) 略	略
5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 略	略
イ ア以外の場合	1件につき <u>4,600円</u>
き。	
6 仮運転免許に係る試験	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき	1件につき <u>4,550円</u>
イ ア以外の場合	1件につき <u>3,000円</u>
き。	

(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの
- (ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき6,950円
- (イ) (ア)以外の場合 1件につき3,850円
- イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

るもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき4,750円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき3,850円

(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1件につき3,000円

イ ア以外の場合 1件につき1,450円

(36) 略

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,500円

イ 略

(37の2)・(37の3) 略

(38) 道路交通法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付 1件につき1,100円

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき23,450円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>4,000円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>6,700円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>13,500円</u>
4 道路交通法第108	<u>2,450円</u>

るもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき4,900円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき4,050円

(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1件につき3,100円

イ ア以外の場合 1件につき1,550円

(36) 略

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,600円

イ 略

(37の2)・(37の3) 略

(38) 道路交通法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付 1件につき1,200円

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき23,500円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>4,150円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>7,000円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>14,100円</u>
4 道路交通法第108	<u>2,100円</u>

条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	2,450円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	5,450円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,000円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	1,750円

条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	2,100円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,550円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,250円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	1,850円

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき
14,500円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき
14,500円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 略	略
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	2,100円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,450円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	1,950円

区分	金額
1 略	略
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	2,200円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,550円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	2,100円

5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	1,950円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,250円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,500円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,550円

5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	2,100円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,550円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,250円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,450円

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 19,650円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 19,650円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	3,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	6,100円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	10,550円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	1,950円
5 自動車教習所に関する法令についての	1,950円

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	3,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	6,400円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	11,050円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	1,850円
5 自動車教習所に関する法令についての	1,850円

知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,250円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	1,950円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,100円

知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	3,900円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,000円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	1,950円

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき21,700円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき21,850円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,250円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	7,400円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	14,750円
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	3,700円
5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送	2,550円

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	7,800円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	15,300円
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	3,150円
5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送	2,700円

事業及び自動車運転
 代行業の業務の適正
 化に関する法律（平
 成13年法律第57号）
 第2条第1項に規定
 する自動車運転代行
 業に関する法令につ
 いての知識の審査を
 免除される者

事業及び自動車運転
 代行業の業務の適正
 化に関する法律（平
 成13年法律第57号）
 第2条第1項に規定
 する自動車運転代行
 業に関する法令につ
 いての知識の審査を
 免除される者

(40) 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく
 教習指導員資格者証の交付 1件につき1,100円

(40) 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく
 教習指導員資格者証の交付 1件につき1,200円

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定
 に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ
 に定める額

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定
 に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ
 に定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るも
 の 1件につき14,950円（次の表の左欄に掲げ
 る者である場合にあっては、その額から、同表
 の右欄に定める額を減じた額）

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るも
 の 1件につき15,000円（次の表の左欄に掲げ
 る者である場合にあっては、その額から、同表
 の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として 必要な自動車の運転 技能の審査を免除さ れる者（3の項に掲 げる者を除く。）	<u>4,000円</u>
2 技能教習に必要な 教習の技能の審査を 免除される者（3の 項に掲げる者を除 く。）	<u>1,350円</u>
3 1の項及び2の項 に掲げる審査細目の いずれをも免除され る者	<u>8,200円</u>
4 学科教習に必要な 教習の技能の審査を 免除される者	<u>1,250円</u>
5 道路交通法第108 条の28第4項に規定 する教則の内容とな っている事項その他 自動車の運転に関す る知識の審査を免除 される者（7の項に 掲げる者を除く。）	<u>1,550円</u>
6 自動車教習所に関	<u>1,550円</u>

区分	金額
1 教習指導員として 必要な自動車の運転 技能の審査を免除さ れる者（3の項に掲 げる者を除く。）	<u>4,150円</u>
2 技能教習に必要な 教習の技能の審査を 免除される者（3の 項に掲げる者を除 く。）	<u>1,450円</u>
3 1の項及び2の項 に掲げる審査細目の いずれをも免除され る者	<u>8,600円</u>
4 学科教習に必要な 教習の技能の審査を 免除される者	<u>1,350円</u>
5 道路交通法第108 条の28第4項に規定 する教則の内容とな っている事項その他 自動車の運転に関す る知識の審査を免除 される者（7の項に 掲げる者を除く。）	<u>1,450円</u>
6 自動車教習所に関	<u>1,450円</u>

する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,350円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,400円</u>

する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,000円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,350円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき 9,400円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき 9,450円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 略	略
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,300円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,700円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,100円</u>
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,300円</u>
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,300円</u>
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目の	<u>2,700円</u>

区分	金額
1 略	略
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,500円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,850円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,150円</u>
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,250円</u>
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,250円</u>
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目の	<u>2,550円</u>

いずれをも免除される者	
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,200円

いずれをも免除される者	
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,150円

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき
11,800円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき
11,800円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	3,600円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,250円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	5,750円
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,200円
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	1,350円
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	1,350円
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,800円

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	3,750円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,400円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	6,100円
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,300円
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	1,200円
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	1,200円
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,500円

8 教習指導員として 必要な教育について の知識の審査を免除 される者	1,300円
--	--------

8 教習指導員として 必要な教育について の知識の審査を免除 される者	1,150円
--	--------

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき12,750円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき12,850円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として 必要な自動車の運転 技能の審査を免除さ れる者（3の項に掲 げる者を除く。）	<u>4,250円</u>
2 技能教習に必要な 教習の技能の審査を 免除される者（3の 項に掲げる者を除 く。）	<u>2,050円</u>
3 1の項及び2の項 に掲げる審査細目の いずれをも免除され る者	<u>9,450円</u>
4 道路運送法第2条 第3項に規定する旅 客自動車運送事業及 び自動車運転代行業 の業務の適正化に関 する法律第2条第1 項に規定する自動車 運転代行業に関する 法令についての知識 の審査を免除される 者	<u>2,550円</u>

区分	金額
1 教習指導員として 必要な自動車の運転 技能の審査を免除さ れる者（3の項に掲 げる者を除く。）	<u>4,450円</u>
2 技能教習に必要な 教習の技能の審査を 免除される者（3の 項に掲げる者を除 く。）	<u>1,900円</u>
3 1の項及び2の項 に掲げる審査細目の いずれをも免除され る者	<u>9,400円</u>
4 道路運送法第2条 第3項に規定する旅 客自動車運送事業及 び自動車運転代行業 の業務の適正化に関 する法律第2条第1 項に規定する自動車 運転代行業に関する 法令についての知識 の審査を免除される 者	<u>2,700円</u>

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づ
く再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づ
く再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 普通自動車免許に 係る再試験 (1) 道路交通法第 100条の2第2項	1件につき <u>2,850円</u>

区分	金額
1 普通自動車免許に 係る再試験 (1) 道路交通法第 100条の2第2項	1件につき <u>2,800円</u>

に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	
(2) 略	略
2 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,300円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,750円</u>
3 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき <u>1,050円</u>

に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	
(2) 略	略
2 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,250円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,700円</u>
3 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき <u>1,000円</u>

(43)～(44) 略

(43)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	1時間につき <u>750円</u>
2 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1時間につき <u>2,350円</u>
3 道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき <u>2,100円</u>
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	
(1) 大型自動車免許又は中型自動車	1時間につき <u>4,650円</u>

区分	金額
1 道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	1時間につき <u>700円</u>
2 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1時間につき <u>2,450円</u>
3 道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき <u>2,200円</u>
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	
(1) 大型自動車免許又は中型自動車	1時間につき <u>4,700円</u>

免許に係るもの	
(2) 略	略
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	
(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,100円</u>
(2) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,000円</u>
6 略	略
7 道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	1時間につき <u>3,100円</u>
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,300円</u>
9 略	略
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(1) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき <u>2,050円</u>
(2) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>2,700円</u>
(3) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>2,550円</u>
(4) 原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき <u>2,400円</u>
11 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	
(1) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対するもの	1件つき <u>500円</u>
(2) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対するもの	1件につき <u>800円</u>
(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転	

免許に係るもの	
(2) 略	略
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	
(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,150円</u>
(2) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,050円</u>
6 略	略
7 道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	1時間につき <u>3,150円</u>
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,250円</u>
9 略	略
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(1) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき <u>2,100円</u>
(2) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>2,750円</u>
(3) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>2,600円</u>
(4) 原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき <u>2,450円</u>
11 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	
(1) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対するもの	1件つき <u>600円</u>
(2) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対するもの	1件につき <u>950円</u>
(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転	

者等に対するもの		者等に対するもの	
ア 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの	1件につき <u>800円</u>	ア 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの	1件につき <u>950円</u>
イ ア以外のもの	1件につき <u>1,350円</u>	イ ア以外のもの	1件につき <u>1,500円</u>
12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）		12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	
(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき <u>5,600円</u>	(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき <u>5,800円</u>
(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき <u>2,250円</u>	(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき <u>2,350円</u>
13 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）		13 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	
(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき <u>5,200円</u>	(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき <u>5,350円</u>

るもの (2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき <u>2,250円</u>	るもの (2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき <u>2,350円</u>
14 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習		14 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	
(1) 道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定めるもの	1件につき <u>9,050円</u>	(1) 道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定めるもの	1件につき <u>9,200円</u>
(2) (1)以外のもの	1件につき <u>13,200円</u>	(2) (1)以外のもの	1件につき <u>13,350円</u>
15 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	1時間につき <u>1,900円</u>		
16 略	略	15 略	略
(46) 道路交通法第108条の3第1項又は第108条の3の2の規定に基づく基準該当初心運転者又は軽微違反行為者に対する通知 1件につき <u>900円</u>		(46) 道路交通法第108条の3第1項又は第108条の3の2の規定に基づく基準該当初心運転者又は軽微違反行為者に対する通知 1件につき <u>850円</u>	
(47)～(70) 略		(47)～(70) 略	
2 略		2 略	

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 第2条第1項第24号の改正規定 公布の日

(2) 第2条第1項第45号の表の改正規定（第15項を第16項とし、第14項の次に1項を加える部分に限る。）

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（平成27年6月1日）

区 分	財産の取得 (デジタルヘリコプターテレビ用地上設備) について						
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 次のとおり財産を取得することについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 60%;">品 名</th> <th style="width: 25%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 産</td> <td>デジタルヘリコプターテレビ用地上設備</td> <td>一 式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 大阪府吹田市広芝町9番6号 池上通信機株式会社大阪支店 支店長 赤城 一寿</p> <p>(3) 取得予定価格 81,756,000円</p> <p>(4) 取得の目的 警察活動の用に供するため、ヘリコプターテレビ用地上設備を更新するものである。</p> <p>(5) 仮契約日 平成27年1月9日 (金)</p> <p>(6) 納入期限 平成27年10月30日 (金)</p> <p><参考> ヘリコプターテレビシステムは、ヘリコプターに搭載された機上設備と伝送を受信するための地上設備に大別される。機上設備については、デジタルハイビジョン化により映像画質等が格段に向上したが、地上設備は旧式のアナログ方式であるため、その性能を十分に発揮しきれていない現状にある。 また、地上設備は平成12年3月の整備から15年が経過しようとしており、不具合発生時のメーカーによる保守対応が困難である。 地上設備を更新することにより、警察本部等においてデジタル方式による一層鮮明な現場のリアルタイム映像受信が可能となり、事件事故、災害等各種事案への即時的確な指揮、手配が可能となる。</p>	種 類	品 名	数 量	動 産	デジタルヘリコプターテレビ用地上設備	一 式
種 類	品 名	数 量					
動 産	デジタルヘリコプターテレビ用地上設備	一 式					

<p>区 分</p>	<p>損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上の義務に属する証拠物件の管理の瑕疵による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 倉吉市 個人 (2) 和解の要旨 県は、損害賠償金117,504円を支払うものとする事。 (3) 事件の概要 ア 事件の発生年月日 平成26年6月17日から同年8月2日（事件発生の日は不明） イ 事件の発生場所 倉吉市清谷町一丁目10番地 鳥取県倉吉警察署内 ウ 事件の状況 鳥取県倉吉警察署所属の職員が、犯罪の捜査により押収した証拠物件のテレビを保管するに当たり、台座の安定性の確認が不十分であったため同物件が転倒し、破損したものである。</p>

